

令和6年

第1回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和6年1月25日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番	安池雅美	9番	鈴木洋有
2番	青木貞治	10番	吉川正
3番	二宮賢一	11番	添田政夫
5番	古正輝子	12番	加藤正和
6番	平原則子	13番	柳田孝
		15番	欠員
8番	石井雅浩	16番	戸塚昭雄

2 欠席委員

7番 竹内欣也

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

5 出席事務局員

事務局長 熊澤晃
書記 藤野陽平、久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和6年第1回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、7番竹内欣也委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、9番鈴木洋有委員と10番吉川正委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第1号1番を朗読・説明》

書記 議案第1号1番につきましては、鶏舎建設のための転用許可申請でございます。

当該農地は、西小磯地区の谷戸にある農業振興地域内の農用地で耕作放棄地でしたが農地復元され、鶏舎を3棟建設する予定です。

また、隣接農地には既に「農地転用適用除外の届出」（2アール未満の農地転用）により鶏舎が3棟建てられており、更に3棟建設すると2アールを超えるため県の許可が必要となります。

なお、1月18日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っております。

議長 議案第1号につきましては現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番委員（柳田） 13番の柳田です。議案第1号1番の農地について、1月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は耕作放棄地でしたが、鶏舎を増設するために農地復元されていました。借り手が営農拡大を行うことで地域農業の振興と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、鶏による臭気や鳴き声などの苦情対策には十分注意するとのことでした。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、地域農業の振興と農地の遊休化防止が図られ、苦情対策にも配慮するとのことでした。

それでは、議案第1号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 鶏舎は現在設置している物と同様の物を設置するのでしょうか。

書記 同様の物を3棟設置する予定です。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第1号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案1号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《議案第2号1番を朗読・説明》

書記 議案第2号1番につきましては、太陽光発電施設の設置に伴う転用許可申請でございます。

当該農地は、JR東海道新幹線と県道相模原大磯線の傍にある市街化調整区域の農地で、長期間に渡り耕作放棄地となっています。農地所有者兩名とも非農家で担い手もいないことから当該農地を処分して有効活用して欲しいとのことでした。

なお、1月16日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第2号につきましては現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員が欠席のため、事務局から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

書記 議案第2号1番の農地について、1月16日に生沢地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は耕作放棄地となっており、太陽光発電施設として活用されることで農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用と遊休化防止が図られるとのことでした。

それでは、議案第2号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は第2種農地ということですが、農地区分はどういったものでしょうか。

書記 農地区分は、規制が厳しい順に農業振興地域内の農用地、第1種農地、第2種農地、第3種農地となっています。農用地と第1種農地は原則農地転用ができません。第2種農地と第3種農地は要件を満たせば転用は可能です。

委員 太陽光発電施設の建設で問題が発生している事例も耳にするが、本議案について問題があった場合は町の対応はどうなりますか。

書記 太陽光発電施設は構造物扱いであり、国の自然エネルギー促進政策もあり、家屋等の建築物と比べて建設要件は厳しくありません。また、当該農地は平地であるため地崩れ等の危険はないと考えられます。周囲の農地に影響があれば農業委員会が指導していくのかなと思います。

委員 本議案の場合、太陽光発電施設の下にある農地では耕作は行われなかったということですか。

書記 農地自体を永久転用し、営農型の太陽光発電施設（ソーラーシェアリング方式）ではないので耕作は行いません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第2号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案2号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

なお、議案第3号1番については農業委員の石井委員が当該農地の貸借に関与しているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで石井委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《石井委員退室》

議長 それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第3号1番につきましては、議案書4ページと5ページの新規1件と再設定4件です。場所につきましては総会資料の3ページから7ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年1月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に議案第3号1番について説明します。

事務局 《議案第3号1番を朗読》

書記 議案第3号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府新宿地区の市街化調整区域の畑1筆ですが、所有者が高齢者で担い手もいないため遊休農地となっています。借り手は、認定農業者で、「農業経営基盤強化促進法」に基づく使用貸借の新規設定となります。借り手が継続して農地を借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月16日に国府新宿地区担当の吉川推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号1番につきましては、現地確認をお願いした国府新宿地区担当の吉川推進委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川） 推進委員の吉川です。議案第3号1番の農地について、1月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、既に借り手により耕耘がかけられており、借り手が継続して借りることによって農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことですので。

議長 では、議案第3号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第3号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第3号1番は原案とおりに決定いたしました。採決が終わりましたので、石井委員には入室・着席していただきます。

《石井委員入室・着席》

議長 次に、議案第3号2番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第3号2番を朗読》

書記 議案第3号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内の農用地の水田1筆です。借り手は、地元の農家で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく賃借の再設定となります。借り手が継続して農地を借りることによって農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月16日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号2番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。議案第3号2番の農地について、1月16日に私

と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、既に稲作が終わっていましたが、借り手が継続して借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第3号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第3号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員（多数）により、議案第3号2番は原案とおりに決定いたしました。次に、議案第3号3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第3号3番を朗読》

書記 議案第3号3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内の農用地の畑3筆です。借り手は、「かながわ農業サポーター」で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく一括方式の使用貸借の再設定となります。借り手が継続して農地を借りることで担い手の育成と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月16日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号3番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。議案第3号3番の農地について、1月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、すべて効率的に耕作がされていました。借り手が継続して借りることで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

議長 では、議案第3号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第3号3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第3号3番は原案とおりに決定いたしました。
次に、議案第3号4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第3号4番を朗読》

書記 議案第3号4番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内の農用地の畑1筆です。借り手は、議案第3号3番と同じ「かながわ農業サポーター」で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく一括方式の賃借の再設定となります。借り手が継続して農地を借りることで担い手の育成と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月16日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号4番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。議案第3号4番の農地について、1月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、しっかりと耕作がされており、借り手が継続して借りることで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と農地

の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第3号4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 利用権の再設定を受ける方は遠方に住んでいるようですが、大磯町まで耕作するために通っているとのことですか。

書記 車で通っていますが、現地確認の報告にありましたようにすべての農地は適正に耕作されていることを確認しています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第3号4番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員（多数）により、議案第3号4番は原案とおりに決定いたしました。次に、議案第3号5番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第3号5番を朗読》

書記 議案第3号5番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内の農用地の畑3筆です。借り手は、議案第3号3番及び4番とは別の「かながわ農業サポーター」で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく一括方式の賃借の再設定となります。借り手が継続して農地を借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月16日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号5番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。議案第3号5番の農地について、1月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、すべて効率的に耕作されており、借り手が継続して借りることで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことですが。

議長 では、議案第3号5番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第3号5番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第3号5番は原案とおりに決定いたしました。
以上で議案第3号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましても、議案書6ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の8ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番と2番を朗読》

書記 報告第1号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書7ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の9ページと10ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号1番につきましては、議案書8ページの1件でございます。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第1回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時28分)